

## 第5節 情報通信施設等整備計画

第1項	無線通信施設等の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	災害時優先扱いの電話整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第3項	各種防災情報通信システムの整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 情報政策課

### 【基本方針】

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を推進する。

### 第1項 無線通信施設等の整備計画

#### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.3.7、資料編\*Ⅱ.3.8】

本市における災害時の情報伝達システムとしては、下表及び資料編に示すとおり、平成26年度現在で123箇所(親局2局、屋外拡声子局108局、可搬型13局)に防災行政無線が整備されている。これらの防災行政無線は市全域をカバーするように計画されているが、これらのうちには浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置しているものもあり、災害時の防護や機能維持等に留意しておく必要がある。

校 区	防災行政無線数			小計
	親局	拡声子局	子局可搬型	
行橋	2	6	1	9
行橋南		4	1	5
行橋北		4	1	5
養島		3	1	4
今元		11	1	12
仲津		20	1	21
泉		18	1	19
今川		10	1	11
稗田		10	1	11
延永		12	1	13
椿市		10	3	13
計	2	108	13	123

資料Ⅱ.3.7「行橋市の防災行政無線一覧表」  
資料Ⅱ.3.8「行橋市の防災行政無線位置図」

また、屋外スピーカー型の防災行政無線は豪雨時に聞き取りにくい、戸別の連絡が困難等の問題を有しているため、その他の通信システムも「緊急時における情報連絡ルートの複線化」という観点からも整備を進めていく必要がある。

【計画目標】

1. 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は基本的に下表に示すようなものが考えられるが、各々の伝達手法には特徴があるため、市は機器整備に際してはそれらの通信特性等を十分に踏まえつつ整備を推進していくものとする。

《災害時に使用する主な通信手段と特徴》	
種類	特徴
防災行政無線(地上系)	(1) 停電時は非常電源で機能する。 (2) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(移動系)	(1) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(衛星系)	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 (ふくおかコミュニティ無線)	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 使用エリアが比較的広い範囲である。 (3) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
NTT加入電話(一般)	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には交換機が停止しなければ使用可。
IP電話	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には使用不可。
携帯電話(一般)	(1) 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効) (2) 中継局の設備破損や停電時は不通。 (数時間は予備バッテリーで機能)
衛星携帯電話	(1) 一般的に輻輳しにくい。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 (3) 山陰等の地形障害を受けやすい。
(災害時有線電話) NTT加入電話 携帯電話	(1) 回線輻輳時の発信が優先的になされる。

2. 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する緊急情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備であるが、今後下記によりその整備等を推進する。

- 1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等の運用体制の確立を図る。
- 2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、戸別系設備の整備を検討する。
- 3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。
- 4) 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- 5) 避難所(小・中学校)等への半固定型無線機の設置を検討する。
- 6) 防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの充実を図る。
- 7) 各防災行政無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- 8) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- 9) バッテリーの充電不足や停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。

### 3. 消防無線

消防・救急無線とは、消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を図っていくものとする。

- 1) 県内各消防本部と相互に通信することができる共通波の整備、充実を図る。
- 2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、車載無線の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- 3) 消防無線のデジタル化への移行を早期に行うとともに、データ伝送等システムの充実を図る。また、消防団への通信手段の充実を図る。

## 第2項 災害時優先扱いの電話整備計画

### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.3.9】

本市の庁舎内には、災害時の回線輻輳時に通話規制がなされても優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」として、資料編に示す回線が西日本電信電話(株)に登録してある。なお、災害時優先電話の使用については、西日本電信電話(株)へ依頼する必要がある。

### 【計画目標】

- 1) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が有線通信設備をさらに有効に活用できるよう、電話網運営体制の整備を進める。また、庁内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。
- 2) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備・推進する。
- 3) 災害発生時の回線輻輳を考慮して、災害時優先扱い指定を受けた携帯電話の整備を進める。

- 4) 災害対策本部の初動時における対応を確実にするため、本部長、副本部長、班長等の対策指揮者に対して、災害時優先扱いの指定を受けた携帯電話を災害対応用専属通信機器として配備する等の運用面での検討を進める。

### 第3項 各種防災情報通信システムの整備計画

#### 【計画目標】

災害時の電話回線輻輳時の連絡途絶(特に地震時)や、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を考慮して、各種防災システムの整備、拡充に努める。

#### 1. 衛星電話や移動無線等の整備

- (1) 災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の整備

災害時の通常電話回線の輻輳時の連絡途絶を防止するため、災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の整備、及び災害対策基幹職員等への貸与について検討する。

- (2) 衛星携帯電話やMCA無線(移動無線)等の貸し出しシステムの活用

県や九州総合通信局により整備が進められている携帯電話、衛星携帯電話、MCA無線(移動無線)等の貸し出しシステムの活用を図る。

- (3) 防災相互通信用無線の整備

市は、災害時に相互に通信することが出来る防災相互通信用無線の重要性を認識し、その活用について検討する。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して整備推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

#### 《 防災相互通信用無線 》

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関(地方機関を含む。)、地方公共団体及び地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体)が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

- (4) 多様な情報メディアの活用方策の検討

地域のメディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

#### 2. 防災情報処理システム等の整備

情報の収集・連絡体制を組むにあつては、災害に対応する各組織間で重複や漏れが

生じたり、特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないように措置することが基本となるため、地理情報システム（GIS）をベースとした防災情報の一元化に資するデータ処理等の効率化を推進する。

（1）災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のような項目をデータベース化し、一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

- 1) 被害状況（発生箇所、内容等）
- 2) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- 3) 被災証明情報（建物被災程度等）
- 4) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

（2）福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（ふくおかハイパーネット）の福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるようその活用を図る。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、市及び県、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。